

金曜ウォーク@宇部 2022.06.24 (金) 第 515 回目 2012.08.12 から

発行：いのち・未来うべ 宇部市立図書館 雑誌スポンサー 『世界』(岩波書店) を提供

連絡先：〒755-0029 山口県宇部市新天町 1 丁目 2-36 宇部市民活動センター「青空」

電話 080-6331-0960 (安藤公門)

◎6 月 17 日 原発避難者訴訟 最高裁判決

東京新聞 <https://www.tokyo-np.co.jp/article/185157/2>

原発避難者訴訟 国の責任は否定されたが…最高裁判決文に異例の反対意見 三浦守裁判官が痛烈批判 2022 年 6 月 23 日

三浦守裁判官の少数意見は、一部を裏面にコピー

☆馬奈木弁護士の解説動画 【緊急配信】最高裁判所の判断なぜ？福島原発訴訟 弁護団の訴え ~馬奈木巖太郎の「憲法のいろはのい」

<https://www.youtube.com/watch?v=GqPvD8uHXYU>

◎参議院選挙にあたっての共同声明 たんぽぽ舎メールマガジンから。

共同声明「老朽原発をうごかすな」2022年6月10日

「再稼働阻止全国ネットワーク」「東電本店合同抗議」「とめよう！東海第二原発首都圏連絡会」「反原発自治体議員・市民連盟」「若狭の原発を考える会」

詳しくは、たんぽぽ舎ホームページ <http://www.tanpoposya.com/>

◎上関町田ノ浦海岸の海岸清掃とピクニック

今回は、7月23日(土)に決まりました。午前11時～午後4時

若いお母さんと子どもたちの海岸散歩。呼びかけ：原真紀さん

参加される方は、車の乗り合わせで行きましょう。連絡は安藤まで。

◎いのち・未来うべ 学習会 中川保雄著『放射線被曝の歴史』

7月16日(土)午後7時～8時 道雲美術館堂 ZOOM あり。

第9章 特に「マンキューソによるハンフォード核施設労働者の調査」の報告と討論です。広島哲野イサクさんの優れた先行レポートがあります。

https://saiban.hiroshima-net.org/pdf/study/nakaku_23nd_20170928.pdf

参加希望者は、岡本正彰さんまで。フェースブックのメッセージで。

○金曜ウォーク 毎週金曜日午後6時 宇部市役所前に集合、

情報交換とアピール。気軽にご参加ください。全国の脱原発金曜行動とつながり、ともに声をあげましょう。

三浦守裁判官の意見 2022 年 6 月 17 日

最高裁判決文から 48～49 ページをコピー。全文は、最高裁ホームページ。

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/242/091242_hanrei.pdf

(25 頁下段から)

裁判官三浦守の反対意見は、次のとおりである。

私は、多数意見と異なり、上告人は、被上告人らに対し、国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償責任を負い、本件上告を棄却すべきものとする。理由は以下のとおりである。(中略)

48 頁 (3エ)

一般に、通常の事業活動に伴う事故に関し、法令上、事業者には義務付けられておらず、多くの事業者も講じていなかった安全措置等については、これを講ずべき注意義務を認め難い場合が多いにしても、本件は、そのような事案ではない。本件事故から 8 年以上前に、本件長期評価の公表により、その当時の法令上、本件各原子炉施設が本件技術基準に適合していないと認識することができ、東京電力としては、極めてまれな災害も未然に防止するために適切な措置を講ずる法的義務を負っていた。そして、技術基準適合命令によりその確実な履行が求められた場合、どのような措置を講ずべきかが問題となるが、長年にわたる安全性評価に伴う重大な危険が明らかとなるなど、安全性評価の基本的な在り方に関わる前例のない事情の下で、単に、それまでの措置や設計方針にとどまらず、上記法令の趣旨等を踏まえ、本件技術基準が求める内容を検討する必要があった。

しかし、上告人は、技術基準適合命令に係る規制権限に関する上記法令の解釈を誤っていたものであり、実際に、同命令が発せられることはなかった。また、

保安院も東京電力も、本件長期評価の公表後、これに基づく津波の想定についての検討を速やかに行っていない上、東京電力は、5 年以上経過した後、本件試算を認識したものの、防潮堤等の設置を含め、必要な対策を速やかに具体化することもなく、更に概ね 3 年後の本件事故の直前まで、保安院に対し、本件試算を報告しないまま、本件各原子炉施設の稼働を続けていた。

このように、本件事故に至るまでの間、これらの関係者において、上記法的義務の履行を前提とする検討が適切になされなかったことは明らかであり、これによって、誤った安全性評価がそのまま維持され、周辺住民等の生存や生活に関わる上記法令がないがしろにされていたというほかない。

多数意見は、このような状況における認識や知見に基づき、上記法令の趣旨や解釈に何ら触れないまま、上記水密化等の措置の必要性や蓋然性を否定している。これは、長年にわたり重大な危険を看過してきた安全性評価の下で、関係者による適切な検討もなされなかった考え方をそのまま前提にするものであり、上記法令の解釈適用を踏まえた合理的な認識等についての考慮を欠くものといわざるを得ない。上記のような不作為や懈怠に伴う不十分な認識等は、本件技術基準が求める適切な措置の必要性等を否定する根拠となるべきものではない。

(以下、略)